

有線テレビジョン放送法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第69号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(施設区域)</p> <p>第4条 施設区域（施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。）は、一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市にあっては、区とする。以下「市町村」という。）ごとに、その区域の全部とするものであることとする。ただし、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たす場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 一の市町村の人口集中地区の大半が施設区域に含まれており、かつ、当該市町村内において施設区域としない区域（申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等に照らし、施設区域としない特別の事情が認められる区域に限る。）の扱いについて、当該市町村の全域を施設区域とすることが原則であることを踏まえた将来計画が明らかにされていること。</p> <p>(2) その全域が施設区域である市町村（(1)の基準を満たす施設区域が属するものを含む。）の区域が合併等により変更された場合、河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない場合その他の自然的・社会的・文化的諸事情に照らし市町村の全域を施設区域とすることが必ずしも適切であると認められない場合において、当該市町村の区域のうちその事情に照らして施設区域とすることが適切であると認められる区域以外の区域が含まれるものでないこと。</p> <p>(3) テレビジョン放送の共同受信施設又は受信障害解消のた</p>	<p>(施設区域)</p> <p>第4条 施設区域（施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。）は、次のとおり設定されているものであることとする。</p> <p>(1) 施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであること。この場合において行政区域とは、市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市にあっては区とする。）の区域とする。</p> <p>(2) 行政区域の全域を施設区域とすることができない事情が認められる場合には、少なくとも当該行政区域の人口集中地区の大半が施設区域に含まれていること。</p> <p>(3) 行政区域内において施設区域とすることができない区域がある場合においては、当該区域の扱いについて将来計画が明らかにされていること。</p> <p>(4) なお、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のた</p>

め同時再送信業務を行うことを目的とした施設(以下この号において「共聴施設」という。)の設置が必要となる区域以外の区域が含まれるものでないこと。ただし、共聴施設が市町村の全域を施設区域とする施設 ((1)の基準を満たす区域を施設区域とする施設を含む。)と接続されるものである場合は、その接続の目的が地上デジタルテレビジョン放送の受信環境の整備であるときに限り、かつ、当該共聴施設と接続する施設の施設区域が属する市町村に隣接する市町村の区域を含むものであること。

めの同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設の区域においては、当該施設の設置が必要となる区域以外の区域が含まれているものでないこと。